

規制シート(様式)

170199600450001

平成31年3月29日

規制の名称	都道府県知事による改善計画の認定制度	所管府省	林野庁
根拠法令等	林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	林野庁林政部経営課 林業労働対策室長 山根則彦
規制目的	事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置を講じ、林業の発展と林業労働者の雇用の安定に寄与する。		
規制内容の概要	・事業主は、単独で又は他の事業主若しくは林業労働力確保センターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	林業従事者が減少するなか林業労働力を確保するためには、引き続き、事業主が改善計画に基づき雇用管理の改善及び事業の合理化を図ることが必要であるため、本規制を維持する。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	2023年度		